

外来診療時の迷惑行為に対する病院指針

当院では、外来診療をする際に、下記に示す、迷惑行為を行う患者様に対して、法的措置を取らせて頂く場合がございます。

- ① 医師の説明に納得せず 10 分以上の時間を要しているとき。
- ② 暴力、暴言を吐かれたとき。
- ③ 病院の備品を破壊されたとき。
- ④ 大声、奇声、怒鳴り散らされるなどしたとき。
- ⑤ 「殴るぞ」、「殺すぞ」等脅迫的な暴言を吐かれたとき。
- ⑥ 患者の所有物や院内備品を投げつけられたとき。
- ⑦ 卑猥な発言、わいせつ的行為をされたとき。
- ⑧ 土下座や謝罪を求められたとき。
- ⑨ 正当な理由なく院内に侵入し退去命令に従わないとき。
- ⑩ 泥酔し騒ぎ他の患者の迷惑になっているとき。
- ⑪ 医療費の不払いをするとき。

その他、当院から診療を受けるうえで、不適切と判断する行為。

また、警告をしても迷惑行為を継続する際に関しましては、「正当な事由」として、診療をお断りさせて頂く場合もございます。

何卒ご協力の程よろしく申し上げます。